

グローバル化・経済安全保障

2023年4月 通商政策局·貿易経済協力局

目次

- 1. 全体概要
- 2. 新たな対外経済政策の在り方
- 3. 今後の海外展開支援策の重点
- 4. 内なる国際化の加速

「グローバル・経済安保」についての問題意識、これまでの経緯、本日の議論の目的

【問題意識】

(日本を取り巻く環境変化:地政学的要素の高まり)

- 新型コロナ感染拡大はグローバリゼーションの限界を露呈。ロシアによるウクライナ侵略、米中対立等を背景に、世界は**地政学的な構造変化**に直面。**先端技術分野を中心に**、貿易・投資・技術・情報といった領域で、**世界の「分断」が進展**。
- 一方で、WTOは機能不全に陥り、一部の国は経済依存関係を武器化(経済的威圧)。
- 貿易立国である日本にとって、①**自由貿易体制の堅持**と②**経済安全保障の確保(同志国間の信頼に基づくサプライチェーンの構築**等)の両立が不可欠。

(日本自身の稼ぐ力の低下)

- この間、日本の稼ぐ力は低下。自動車一本足打法が続き、輸出競争力が低下する一方、エネルギー分野における化石燃料の高騰に加え、医薬品・医療機器やデジタル・サービスでも海外依存が拡大。日本の交易条件・貿易収支は大きく悪化。
- **日本が世界で「稼ぐ」道筋**を再検討する必要。日本がグローバルな競争力を維持するためには、これまでとは**別次元のグローバル展開と「内なる国際化」**の推進が不可欠。

【これまでの経緯】

● 第3回新機軸部会(2022年2月4日)、及び、中間整理(同年6月13日)では、内外一体となった通商政策、企業の 徹底したグローバル化・高付加価値化、総合的・包括的な経済安全保障推進、内なる国際化の必要性などについて議論。

【本日の議論の目的】

- 中長期的な国際情勢の変化と上記問題意識を踏まえ、対外経済政策の方向性を3つの観点から議論。
 - ①新たな対外経済政策のあり方
 - ➡自由貿易と経済安全保障の両立を可能とする国際システムの再検討が必要
 - ②**今後の海外展開支援策の重点**(当初から海外市場を前提とした事業展開、スケール化の加速等:新たな担い手としてのスタートアップ支援、スケール化を支える現地企業との協業促進、貿易DX化など)
 - ③内なる国際化の加速(対日直接投資促進、高度外国人材の獲得など)
 - ➡世界で稼ぐ力の強化 → 収益の国内還流・イノベーションの加速 → 更なる稼ぐ力の強化、といった好循環が必要

(参考)「経済産業政策の新機軸」において取り組む分野

- 世界的な社会課題を起点に(ミッション志向)、企業の投資先として日本が積極的に選ばれるような、長期持続 的に成長が見込まれる魅力的な市場環境を、5~10年腰を据えて官も一歩前に出て構築し、国内投資・イノ ベーション・所得上昇を喚起していく。
- 同時に、企業の競争力と生産性の向上には、**国内外のつながりも重要**。日本の特徴を活かし、**社会課題「解決」** 先進国として、国内外で今後広がる社会課題起因の成長市場を中心に、内外一体で成長していけるよう、国 際連携等も進めていく。

1.ミッション志向の産業政策

世界的な社会課題であって、国内で対応する意義がある分野 (=人口減少が続く日本で積極的に挑戦しがいのある分野) で、官も一歩前に出て魅力的な確たる製品・サービス市場を構築

①炭素中立型社会の実現

2050CN、2030 ▲ 46%

②デジタル社会の実現

③経済安全保障の実現

4新しい健康社会の実現

- (5)災害に対するレジリエンス社会の実現 気象関連災害等に
- ⑥バイオものづくり革命の実現 : バイオものづくりの確立 →2030年までに宣母

2.経済社会システムの基盤の組替え(OS組替え)

国内のヒト・モノへの投資や所得上昇が行われやすくなるよう、 **労働市場・資本市場・行政**を、官も一歩前に出て刷新

①人材

→5年後までに新卒: 既卒を7:3→6:4に 等

②スタートアップ・イノベーション 投資額10倍に

③グローバル企業の経営:価値創造経営

代表的企業のPBR>1の

4徹底した日本社会のグローバル化

2030年までに

⑤包提的成長(地域·中小企業·文化経済)

大都市との生産性や賃金格差

6行政:EBPM・データ駆動型行政

データを活用した政策効果検討

経済秩序の激動期において取り組むべき分野

課題·定量目標

①成長志向型の資源自律経済の確立

②Web 3.0の可能性と政策対応

目次

- 1. 全体概要
- 2. 新たな対外経済政策の在り方
- 3. 今後の海外展開支援策の重点
- 4. 内なる国際化の加速

グローバリゼーションに対する有識者の評価

- 1980年代から続いてきたグローバリゼーションは転機に。
- 「脱グローバリゼーション」(deglobalization)ではなく、「グローバリゼーションの変容」との指摘も。今後も国境を越えた取引が続くことを前提に、政策を考えていく必要。

McKinsey Global Institute、2022年11月

- グローバリゼーションは終わったのではなく、変容している。
- 物品貿易の頭打ちに対し、サービス貿易は成長を続け、データや知財、人材(パンデミックの影響除く)の<u>越境</u> 流通は急激に伸びている。IT化など技術革新によりサービス貿易の障壁が低下し、シェアが上昇している。

Andrés Velasco LSE教授、2022年6月

- 国際貿易のボリュームは歴史的に見れば高い水準にとどまり、「脱グローバル化」が既に起きているとはいえない。
- 実際の変化は以下の3つ。各国政府が正しく対応すれば、持続可能なグローバリゼーションは可能。
 - ⇒ コスト最小化より信頼性を重視したグローバルサプライチェーンの組替
 - ▶ 技術革新が可能とした物品からサービス貿易へのシフト
 - 政府によるグローバリゼーションへの積極的な介入

Pol Antràsハーバード大学教授、2020年11月

- 過去50年のうち2008年までの約20年間は「ハイパー・グローバル化」。その要因は、①ICTによるバリューチェーン分散、②貿易障壁の削減、③旧共産圏のグローバル経済への統合。
- その影響の一巡後、<u>グローバル化が減速</u>するのは自然であり、「脱グローバル化」ではない。

WTO(世界貿易機関)が直面する課題

- 冷戦下の1948年にGATT、冷戦終結後の1995年にWTO発足。現在164メンバーが加盟。
- GATT時代は、「西側」の枠組みとして漸進的な貿易自由化の方向性が共有され、貿易障壁の削減・撤廃や、補助金、サービス、知財など新分野でのルール形成が実現。
- WTOとなり、それまでプルリ協定であった補助金等の規律がマルチ化されるとともに、二審制で強制力が高い(提訴を逃れるための「逃げ道」が事実上ない)紛争解決制度を整備。
- → コンセンサスに基づく組織であるため、新興国の台頭や産業構造の変化に柔軟に対応できず、 自由化や新たなルールの形成は進まず。不満を持つ米国が、上級委員会をブロック。

交渉機能

紛争解決機能

監視機能

問題点

全加盟国「全会一致」の原則により、 新たなルール作りが困難

(保健・デジタル・環境等)

米国の反対で、上級委員会(第二審)が機能停止中



中国等の通報の不履行により監視機能が弱体化



対応例

有志国での交渉の立ち上げ (共同声明イニシアティブ(JSI))

→サービス国内規制は交渉妥結、 電子商取引も交渉本格化

- ① 2024年までの機能回復を目指す
 - ② <u>仲裁手続を暫定的に活用する</u> 有志国枠組(MPIA)の発足
 - ※今年3月に日本も参加
- ③ EU等は空上訴対抗措置を導入

通報不履行国への罰則の適用等について、加盟国間で議論

→途上国の反対で罰則の提案は 取り下げ

WTOを補完する制度作りの動き

- ルールベースの国際貿易秩序、WTO中心性を重視してきたEUは近年、WTO改革への取組と同時に、WTOシステムの限界を見据え、それを補完する取組みを開始。
- **独自の制度構築は、ルールベース**の国際貿易秩序にとっては、米やEUのような大規模市場を持つ国・地域においてこそ有効であり、その他の国にとっては**諸刃の剣となる懸念**。
- その中で、存在しない上級委員会への上訴による紛争案件の塩漬け(**空上訴)に対する対抗** 措置の発動は、国際的な「法の支配」の貫徹に資する側面あり。
- 経済力を背景とした威圧行為への対応については、広く国内外の動向を踏まえた議論が必要。

<EUが近年整備した域内制度の例>

- 空上訴対抗制度:2021年2月13日施行
 - 上級委員会へ「空上訴」を行った国に対し、対抗措置を発動できる制度。
 - ※別途、WTO協定に基づき、上級委に代わる暫定的な仲裁制度(MPIA)の創設を主導。
- 外国補助金規則規則:2023年1月12日施行
 - 域外国の補助金を受けた企業によるEUの政府 調達や企業統合等がEU域内市場への歪曲性が高いとみなされた場合、欧州委員会は是正措置等を課したり調達契約を禁止することができる。
- **反威圧措置規則案:2021年12月8日に欧州委提案公表、2023年3月暫定合意** EU又は加盟国に対する非EU諸国による威圧に対して、貿易・投資等の政策措置を迅速に制定することで、威圧の抑止やその影響打消しを図る。

中国の産業政策(国内と国際の「双循環」)

- ●中国は、対外開放路線を継続(「国際循環」)しつつ、内需を拡大することで(国内大循環)、 自国の巨大市場の魅力により諸外国の投資・技術を惹き付けるといった「双循環政策」を提唱。
- ●「**自主的・コントロール可能なサプライチェーンの能力強化」**としてサプライチェーンの主要部分は国内に留めておき、**強制的な技術移転**を迫るなど、先端的な**コア技術の国産化**を推進。
- ●これにより、**外国(企業)の中国依存を強化。SC断絶に対する抑止力を構築。**
- ●2022年秋の党大会政治報告においても、「国内・国際双循環」を改めて強調。

研究開発

「中国製造2025(重要分野の 7割国産化目標) lを継続

- R&D投資の伸び率→年平均7%以上
- 国家科学技術プロジェクト
 →AI、量子情報、集積回路、
 生命・健康、宇宙等
- 製造業の競争力強化
 →新素材、重要技術設備、
 スマート製造、□ボット、航空等

大規模基金等による技術振興

- · 「国家集積回路産業投資基金」 設置('14,'19年)
 - →半導体関連技術に計5兆円を 超える大規模投資

中国が第14次5か年計画等で打ち出した「双循環」

中国依存の強化

→外部からのSC断絶に対する強力な反撃力と抑止力の構築

国内大循環

- 内需拡大
- →世界の要素・資源を惹き付ける 「重力場」形成
- コア技術の国産化
- 自主的でコントロール可能なサプライチェーン

国際循環

- 中国と協力する意向のある 国・地域・企業と連携 対外開放に伴い
- 安全保障を重視

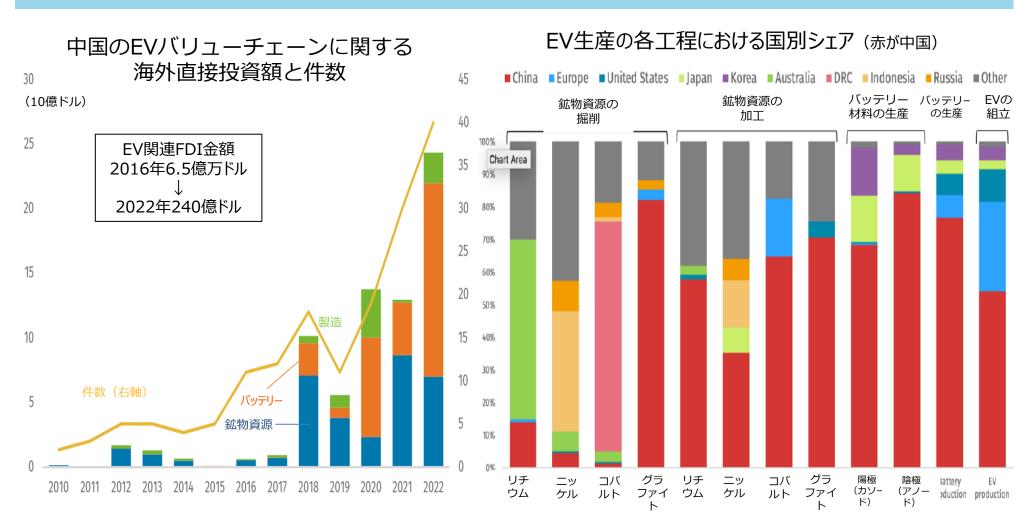
輸出管理の強化

輸出管理法は詳細未定なるも、

- 域外適用と再輸出規制によるグローバルSCへの影響。
- ② 国際輸出管理レジームの 目的を越えた国内産業 支援のための輸出規制、
- ③ 報復措置による企業の経 営判断への不当な介入の 懸念あり

(参考)中国EV産業の展開 (Rhodium Group レポート)

- 中国によるEVバリューチェーンに関する海外直接投資額は2016年から2022年で40倍以上に 急増。上流から下流まですべての工程において、巨額な投資を実施。
- これらの結果、中国はEV生産の各工程において世界の中心的なポジションを確立しつつある。



米·EUによる国際経済の「新たな概念」・産業政策間の競争

- コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略、米中対立を背景に、米国をはじめ各国でサプライチェーンを「自国(リショア)・隣国(ニアショア)・同志国(フレンドショア)」に移す動き。
- 2022年8月に米国で成立したインフレ削減法(IRA)は、3,690億ドルの気候変動関連投資を用意し、この流れに沿った動き。EUも2023年2月に欧州域内への投資を促進する計画を発表。

米国インフレ削減法

(IRA: Inflation Reduction Act) (2022年8月成立)

く概要>

- 気候変動対策へ<u>過去最大規模の</u> 3,690億ドルを投資。
- **再工ネやEV、クリーン水素等**への 税額控除及び補助金を通じた国 内投資促進を目指す。



出典: 2023年4月ホワイトハウスHP

<ねらい> (2022年8月バイデン大統領スピーチ)

- 過去最大の投資を行う。
- IRAは、何万もの良い給料の雇用とクリーンエネルギー製造業の雇用を米国で創出する。



<IRAによる米国への回帰>(2023年3月CSISレポート)

• IRAの成立以来、フォルクスワーゲン、BMW、エネル(イタリアのエネルギー企業)、フレイル(ノルウェーの電池企業)などの欧州の大手企業を含む約20の企業がクリーンエネルギー生産施設の新設・拡張を発表。10万人以上の新規雇用が米国で創出される見込み。

EUグリーンディール産業計画 (2023年2月発表)

<概要>

● ネットゼロ産業の競争力強化のため、<u>複数</u>年度に亘る基金(既存予算を含む総額 2700億ユーロ)+今後発表される欧州主権基金を活用。



出曲・2023年4月欧州委員会HF

- 重要原材料や水素等の重要セクターの規制環境整備、資金への迅速なアクセス確保、人材育成、貿易協定等による貿易促進を通じて、クリーン技術の域内確保を目指す。
- 具体的な施策として、**国家補助金の<u>暫定危機・移行枠組</u>**<u>(緩和策)※、**重要原材料法、ネット・ゼロ産業法**などを発表。
 ※<u>域外への投資移転の抑止等を目的とし、</u>補助上限額の引き上げを含めた<u>補</u>
 助金ルールを緩和。</u>

<ねらい> (1月 フォン・デア・ライエン委員長スピーチ)

• (クリーンエネルギー技術市場における)競争に打ち勝つために、我々は<u>産業基盤の強化へ投資</u>を続け、<u>欧州をより投</u> **資とイノベーションに適した場所にする**必要がある。

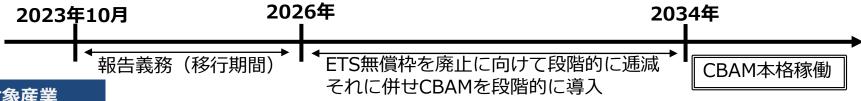
<加盟国独自の対応>(報道より)

• 独政府は、5億ユーロ以上の補助金を投じ、米半導体大手ウルフスピードの工場と研究開発施設の新設を支援。

1 1

(参考)EUの炭素国境調整措置(CBAM)について

- EUは、域外諸国からのセメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミ、水素等の輸入について、製品当たり炭素排出量に基づく証書の購入(=輸入課金)を求める炭素国境調整措置(CBAM)を導入する。
 - ※欧州委員会の提案(2021年7月)では、5品目(セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミ)が対象だったが、加盟国・議会との合意(2022年12月)において、水素や、鉄鋼やアルミに係るいくつかの下流製品(ネジ・ボルト等)も追加された。
- 2023年10月1日から、製品単位あたり排出量や原産国で支払われた炭素価格等の情報を報告※する義務が開始。実際の課金は、EU-ETSにおける無償割当廃止のスピードに併せて、2026年から2034年にかけて、段階的に導入されていく。 ※報告内容は、運用開始に向けて、対象範囲の見直しや排出量算定方法を発展させるために活用される想定。
- ※2021年7月の欧州委員会の提案に基づき調整が行われてきていたが、2022年12月18日、EU加盟国や欧州議会とも合意に至ったとの公式発表あり。 今後、最終的な手続きを経て正式な決定となる。



- 1.対象産業
- セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミ、水素、鉄鋼やアルミに係るいくつかの下流製品(ネジやボルトなど)等
- 2.課金について(2026年~段階的に導入、2034年以降本格稼働)
- EUへの輸入品につき、製品単位あたりの炭素排出量に基づき、CBAM証書の購入(=輸入課金)が必要

<u> </u>							
輸入課金 = CB/	AM証書価格(P/CO2-ton)× 製品単位当たり排出量(CO2-ton/Q)× 製品輸入量(Q)						
証書価格:	①前週におけるEU-ETSの全入札の平均終値 ②EU域外で支払われた炭素価格(tax or emission allowances)をCBAM証書価格から控除可						
	①排出範囲: 直接排出 と 間接排出 。ただし、鉄鋼、アルミ、水素については、EU加盟国による間接排出コストへの補償が行われていることから、現時点では直接排出のみが対象。						
製品単位当たり排出量:	②排出量:実際の製品排出量 ※デフォルト値の利用:実際の数値が取得できない場合はデフォルト値を各輸出国の平均排出原単位を 活用し、産品ごとに設定可能(ただし電力除く)。各国毎に輸出国の信用できるデータがない場合、デ フォルト値はEUの下から10%の平均排出原単位に基づく。						

経済安全保障政策の体系(経済安全保障推進法を含む)

<u>1.これまでに着手した取組で、今後も継続・強化していく分野</u>

自律性の向上

優位性・不可欠性の確保

国際秩序の維持・強化

リスク対応・ 脆弱性点検

基幹産業の複雑化したリスクへ の対応と脆弱性を点検・把握

土地法整備

重要施設周辺等の土地等所有について、実態把握を強化

外国資金 受入状況開示 競争的研究費申請時に資金受入等について開示を求めるなど、研究インテグリティに資する政府方針を決定

留学生等の 受入審査 機微技術流出防止のため国内体制整備等の推進

経済安全保障 重要技術育成 プログラム

シンクタンク 機能 先端的な重要技術の育成・ 支援等に資する調査・分析 を実施

技術情報管理

投資審查

外為法上の「みなし輸出」の 対象を明確化(外国の影響 を受けた居住者にも拡大)

外為法上の投資審査・事後 モニタリングについて執行体制 を強化。重要鉱物資源関連 等をコア業種に追加 国際社会との連携

経済安全保障課題の共通認識を醸成

国際機関

邦人幹部職員数増 による更なる貢献

ルール メイキング 通商・データ・技術 標準等でルールの 維持・強化・構築

経済インテリジェンス

情報収集・分析・集約・共有等の充実・強化

体制整備

関係府省庁の体制強化

2. 経済安全保障推進法 (今後取組を強化する上で、法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野)

サプライチェーン

国民生活や経済活動に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靭化

官民技術協力

官民が連携し、技術情報を共有・活用することにより、先端的な重要技術を育成・支援する枠組み

基幹インフラ

基幹インフラ役務の安定的な提供を確保

特許非公開

出願人の権利を確保しつつ、安全保障上機微な発明の特許出願の公表・流出防止

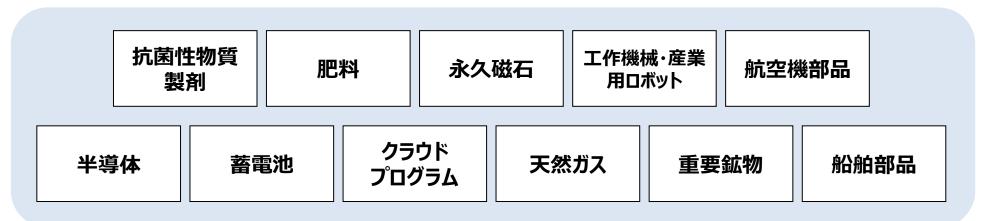
3. 今後の情勢の変化を見据え、さらなる課題について不断に検討

(出典)第1回経済安全保障推進会議 内閣官房資料)に基づき経済産業省が作成。

(参考)特定重要物資11分野

- 2022年12月、経済安全保障推進法に基づく、特定重要物資として11物資を指定。
- 特定重要物資毎に安定供給確保に向けた目標を定め、施策を実施していく。

特定重要物資11分野



特定重要物資とは、

国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資

特定重要物資毎に安定供給確保に向けた目標を定め、海外調達先の多角化や国内生産基盤の強化、省資源化やリサイクルのための技術開発等、包括的な対策を講じる

(参考)経済安全保障重要技術育成プログラムに係る研究開発ビジョン (第一次)

プログラム推進にあたっての考え方 ト経済安全保障上、我が国に必要な重要技術を見極め

- 諸外国が先端技術の研究開発にしのぎを削る中で、我が国にとっての**技術における優位性・不可欠性を確保・維持**
- 市場経済のメカニズムのみに委ねていては投資が不十分となりがちな先端技術を育成・支援
- 科学技術の多義性を踏まえ、**民生利用のみならず公的利用に係るニーズを研究開発に反映**していくことを指向
- 協議会を活用し、産学官が一体となって丁寧な意見交換を行いながら研究開発を推進
- 中長期的な視点(10年程度)で社会実装を見据えつつ、概ね5年程度のスパンを基本として研究開発を推進
- 各種戦略や既存事業との関係で**新規補完的な役割**(中長期的には相乗効果を意図した積極的な役割)

支援対象とすべき重要技術検討の視点

- 研究開発ビジョンは、本プログラムにおいて**「支援すべき重要技術」**を示すもの
- **支援対象となり得る技術の3つの要素**(「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に定める特定重要技術を前提)
 - 急速に進展しつつあり、かつ様々な分野での利用が不連続に起こり得る新興技術
 - 刻々と変化する国内外の脅威や安全・安心に対するニーズや課題などに対処しうる技術
 - 公的利用・民生利用において社会実装につなげるシステム技術
- 中長期にはシンクタンクの知見等の活用、技術の獲得をグローバルに培っていく視点

重要技術検討の枠組み

- 「先端的な重要技術」×「社会や人の活動等が関わる場としての領域」を考慮し、全体を俯瞰
- **研究開発ビジョン(第一次)**において**支援対象とする技術**を整理(別紙)

【先端的な重要技術】 AI技術、量子技術、ロボット工学、先端センサー技術、先端エネルギー技術 【場としての領域】 海洋領域、宇宙・航空領域、領域横断・サイバー空間領域、バイオ領域

配慮すべき事項

- ▼カデミア、スタートアップ等からの多様な人材や先端技術の研究者の参画
- 情報の適正な管理等の確保
- システム化、ビッグデータ処理、デジタル技術の活用
- 他領域との連携による付加価値向上

- 中長期的な国内人材育成
- 調達、規制緩和や国際標準化の支援検討
- 社会実装の担い手、将来の運用枠組み、技術の優付性維持
- "責任ある研究とイノベーション"への留意

(参考) 研究開発ビジョン(第一次)支援対象とする技術

経済安全保障推進会・統合イノベーション戦略推進会議合同会議(令和4年9月16日)資料より抜粋

海洋領域

資源利用等の海洋権益の確保、海洋国家日本の 平和と安定の維持、国民の牛命・身体・財産の安全 の確保に向けた総合的な海洋の安全保障の確保

(支援対象とする技術)

- ■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大(より広 範囲·機動的)
- □ 自律型無人探査機 (AUV) の無人・省人による運搬・ 投入, 回収技術
- AUV機体性能向上技術 (小型化·軽量化)
- 量子技術等の最先端技術を用いた海中 (非GPS環境) における高精度航法技術
- ■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大(常時 継続的)
- (p) 先進センシング技術を用いた海面から海底に至る空間 の観測技術
- 観測データから有用な情報を抽出・解析し統合処理 する技術
- 量子技術等の最先端技術を用いた海中における革新 的センシング技術
- ■一般船舶の未活用情報の活用
- 現行の自動船舶識別システム (AIS) を高度化した 次世代データ共有システム技術

宇宙·航空領域

宇宙利用の優付を確保する自立した宇宙利用大国の 実現、安全で利便性の高い航空輸送・航空機利用の 発展

(支援対象とする技術)

- ■衛星通信・センシング能力の抜本強化
- 低軌道衛星間光通信技術
- 自動・自律運用可能な衛星コンステレーション・ネットワーク システム技術 (2)
- (p) 高性能小型衛星技術
- 小型かつ高感度の多波長赤外線センサー技術 <u>(3)</u>
- ■民生・公的利用における無人航空機の利活用拡大
- 長距離等の飛行を可能とする小型無人機技術
- 小型無人機を含む運航安全管理技術
- 小型無人機との信頼性の高い情報通信技術
- ■優位性につながり得る無人航空機技術の開拓
- 小型無人機の自律制御・分散制御技術
- (1) 空域の安全性を高める小型無人機等の検知技術
- (**) 小型無人機の飛行経路の風況観測技術 (4)
- ■航空分野での先端的な優位技術の維持・確保
- デジタル技術を用いた航空機開発製造プロセス高度化技術
- 航空機エンジン向け先進材料技術(複合材製造技術)
- 超音速要素技術 (低騷音機体設計技術)
- 極超音速要素技術(幅広い作動域を有するエンジン設計技術)

領域横断※・サイバー空間、バイオ領域

領域をまたがるサイバー空間と現実空間の融合 システムによる安全・安心を確保する基盤、感染症 やテロ等、有事の際の危機管理基盤の構築

(支援対象とする技術)

- ※ ハイパワーを要するモビリティ等に搭載可能な 次世代蓄電池技術
- (ア) 宇宙線ミュオンを用いた革新的測位・構造物 イメージング等応用技術
- ❷ AIセキュリティに係る知識・技術体系

(7)

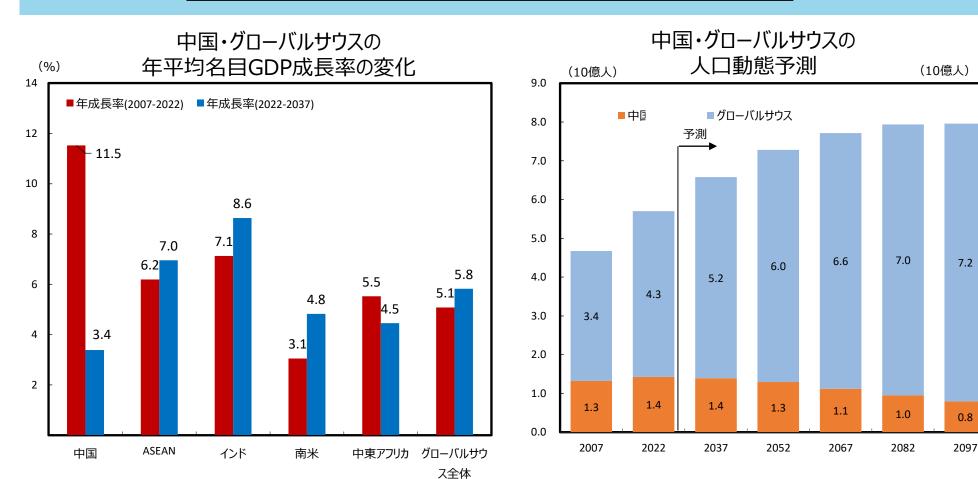
- 不正機能検証技術(ファームウェア・ソフトウェア/ハートウェア)
- ハイブリッドクラウド利用基盤技術
- 生体分子シークエンサー等の先端研究分析機器・

(目まぐるしく変化・発展し続けている技術群も数多く 含まれていること、国としてのニーズが網羅的に整理されて いるとは必ずしも言えない状況であること等から、ニーズや 課題を同定しつつ、今後引き続き検討を進める)

赤枠で囲んだものが経済産業省(NEDO)が実施。(残りは文部科学省(JST))。

中国・グローバルサウスの経済成長・人口動態の見通し

- 2022~37年まで、ASEANは年率平均7%、インドは9%弱の成長が続く見通し。一方、中 国の成長率は3.4%に低下。2035-40年頃には2%程度にまで低下可能性との指摘もある。
- 中国の人口は、2022年にピークアウトが見込まれる一方、中東、アフリカ、中南米地域の人口増加は継続。グローバルサウス全体では2100年まで人口増加が見込まれる。



参考:実績はIMF WEO Database、先行きはCEBR"World Economic League Table 2023"及びADB"The Long-Term Growth Prospects of the People's Republic of China"を元に経産省が作成

備考:グローバルサウスはここではASEAN10、インド、中南米、中東、アフリカ地域を指す。

「自由で公正な貿易秩序」と経済安全保障の両立に向けた各国の取組例

- EU等の主要国は、産業政策をテコとした、WTOを補完する独自措置を整備。また、各国は有志 国との間で、信頼できるサプライチェーン構築のため、合意作りに取り組み始めている。
- 日本はこれらの取組を踏まえ、ルールベースの国際貿易秩序の再構築、有志国との信頼できるサプライチェーンの構築、グローバルサウスとの連携強化の取組、を同時に進めていくべきではないか。

ルールベースの国際貿易秩序の再構築

■ WTO改革

• 透明性、ルール形成(特にプルリ)、紛争解決

■ WTOの補完

- 経済的威圧対抗措置(EU)
- MPIA(日、EU、中、豪、加等)
- 空上訴対抗措置(EU、ブラジル)
- 第三国補助金等規則(EU)
- 経済連携協定による新たなルール整備(日、E U等)

信頼できるサプライチェーンの構築

- 重要鉱物に関する有志国・日米間での連携
- 経済的威圧対抗措置の連携検討(G7)
- 経済連携協定の強化(TPP英国、バングラ・イスラエル等)
- ■インド太平洋経済枠組み(IPEF)
 - サプライチェーン強靱化イニシアティブ (SCRI)
- ASEAN協力(日、韓、米、豪、NZ、中等)
- アフリカ協力(日(TICAD)、米、EU、中等)

グローバルサウスとの関係強化

「経済的威圧」への対応に係る国際的な動き

- 近年、外国政府に圧力をかけるため、経済的な措置を活用する例が増加。
- こうした威圧行為に対し、抗議やWTO紛争解決手続きに加え、一部の国は対抗措置を検討。
- 国際協調の観点からG7は、首脳声明、貿易大臣声明等で懸念表明。
 - → 経済的威圧に対して国益を損なわないよう、G7内外の協力の具体化に向け、如何なる 戦略のもと、ヒト・モノ・カネ・サービスの多岐にわたる包括的な対応を備えることが可能か、政府 全体での検討する体制・枠組みの構築が必要。

【国際協調の例】

G7貿易大臣声明(2023年4月4日)

他の政府による正当な選択に干渉する経済的威圧に対する深刻な懸念を表明。**経済的威圧によるい かなる一方的な現状変更の試みに対しても強く反対**。経済的威圧措置の使用を抑止し、それに対抗するため、それぞれの既存のツールを活用し、必要に応じて新たなツールを開発。**G7内外で協力を推進し、 協調を強化**。**経済的威圧措置に対抗し、その損害を緩和するための対応を、しかるべく共同で検討**。

【各国における対応の例】

米国:2022年7月にヤング上院議員(共和)・クーンズ上院議員(民主)が**経済的威圧対抗法案**を提出 (2023年2月に再提出)

▶ 経済的威圧を受けた同盟国・パートナー国への経済支援、威圧を実施した国等への対抗措置を規定。

EU: 2021年12月に欧州委員会が反威圧措置規則案を提案し、2023年3月暫定合意

▶ EUや加盟国に対する威圧に対して、貿易・投資等に関する措置を発動可能に。

豪州:2020年に中国が石炭、大麦、ワイン等の製品に対し、輸入制限や追加関税を実施。 このうち、大麦とワインに対する追加関税について、**2021年に対中WTO提訴**。

▶ 2023年4月、大麦について、中国が関税の見直し調査をする間、WTO手続きを停止する旨、両国が合意。

19

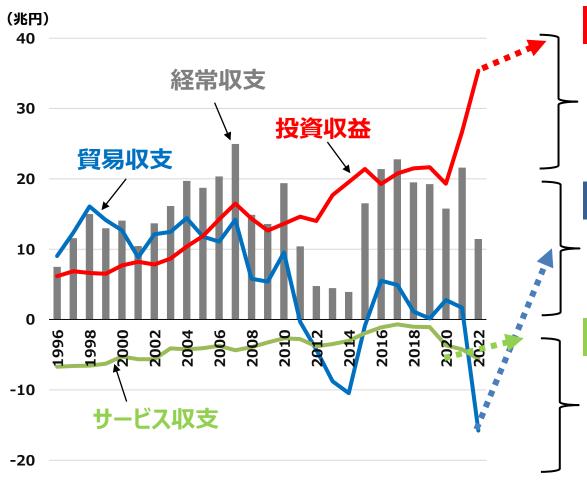
目次

- 1. 全体概要
- 2. 新たな対外経済政策の在り方
- 3. 今後の海外展開支援策の重点
- 4. 内なる国際化の加速

安定的な経常収支黒字に向けて(貿易・サービス収支・投資収益の方向性)

■ 国際収支の安定的な黒字を維持する観点から、投資収益を維持しつつも、貿易収支・ サービス収支の改善が必要。

貿易・サービス収支、投資収益、経常収支の推移と方向性



投資収益

海外での生産性向上・イノベーション獲得による投資収益の安定化

・配当や利子などの第一次所得収支は世界最大級

貿易収支

輸出促進による改善

・パンデミックや資源高、円安の影響により、足下の貿易赤字は過去最大

サービス収支

デジタル・知財収益の獲得、インバウンド強化 による改善

- ・海外クラウドサービスへの支払いが増加し、赤字は拡大の 見込み
- ・コロナ禍による水際措置の強化に伴うインバウンドの減少

海外展開による3つの視点

- 海外展開を通じ、以下の3つの効果が期待される。これらの視点に立った取組の推進が重要。
 - 視点1 海外投資・進出を起点とした製品・サービスの貿易促進の好循環の創出
 - 視点 2 **イノベーション創出、生産性・競争力の向上**
 - 視点3 有志国やグローバル・サウスなどの国際関係強化への貢献

視点 1 海外投資・進出を起点とした製品・サービス貿易促進の好循環

輸出促進

- 海外生産拠点と国内拠点との間で、 製品・材料供給等の輸出を拡大
- 海外拠点を通じたサービス提供と合わせ、関連機器の輸出を促進
- 高付加価値製品の輸出を重点的 に支援 ._..

海外投資·進出

- 海外法人での利益を配当などを通じた国内環流を促進
- スタートアップを含む海外進出企業 による利益拡大、イノベーション創出

サービス貿易促進

- 海外サービス拠点を通じた日本からの サービス提供(デジタル技術の活用)
- 日本の魅力ある商品・サービスの展開での認知度向上によるインバウンド需要増
- ライセンス利用による知財収入の獲得

視点2 イノベーション創出、生産性・競争力向上

新商品・サービスの開発

- 現地の社会課題等に基づくニーズに 応える商品・サービス開発
- 現地のクリエーター等との協業

最適立地の追求

■ コスト面でも最適な立地で製造・供 給することで競争力向上

スケールの追求

■ 海外市場を想定し、事業スケールの確保による付加価値増大・生産性向上

視点3 国際関係の強化への貢献

有志国との関係強化

■ 同志国間の信頼に足るサプライチェーン構築による連携強化

グローバルサウスとの連携

■ グローバルサウスが直面する社会課題解 決へ日本企業が貢献

安定的な経常収支黒字に向けて(海外展開促進策の方向性)

海外投資・進出の促進、製品・サービスの貿易拡大を通じたイノベーション創出の好循環を目 指し、 **3 つの視点**を踏まえながら**ターゲットを決めつつ、政策ツールを総動員**すべきではないか。

輸出促進



海外投資·進出



- 輸出手続に係るコスト削減を 通じて、競争力を強化。
- 海外工場との連動による全 体規模の拡大を目指す。

■ 貿易手続きのDXを推進

✓ 貿易プラットフォームの活用インセン

に向けたガイドラインを策定。

ASEAN等との提携も深化。

※これにより、約5割のコスト削減。

輸出環境の改善

輸出環境改善

ティブ付与、国際標準の改正・導入

中小企業を含む輸出促進にも貢献

✓ NEXIの融資保険をテコにした

- 最適立地への進出による生 産性の向上。
- 社会課題ニーズを捉えた**イノ** ベーション創出を目指す。



新規事業探索支援を強化

- スタートアップを含む先端企業の支援、 現地企業とマッチング機会の創出
- グローバルサウス等地域戦略の策定
- ✓ グリーン・デジタル分野等におけるルール の調和と案件形成支援(補助・ファ イナンス等)を一体で促進。

インパクト投資の拡大支援

✓ 投資ファンドの拡大・ファンドとの連携

資金調達支援の強化

NEXIの融資保険等を通じた、サプ ライチェーン強靭化、G X、スタートアップ の海外展開支援。

- 競争力確保には、迅速なスケー **ル化**が不可欠。
- サービスと一体となった製品・技 術の輸出との連動を目指す。



スケール化を支援強化

- ✓ ヘルスケアやスマート農業等で、機器 とサービスのセットでの普及
- ✓ サプライチェーン管理等を目的とした サイバーフィジカル領域のプラットフォー ム・サービス
- ✓ 実証事業の支援に加え、グローバルベ ンチマークへのスケール化に向けた補 助金・ファイナンス支援

インバウンド需要を創成

✓ クリエイターや地域の魅力を核にしたイ ンバウンドの種の創成

23

(参考)貿易DXの推進

貿易実務における現状と課題

- 紙ベースの手続きによる時間的・金銭的コスト大
- 情報の蛸壺化によりトラブルが生じた際の迅速な サプライチェーン代替先の確保等が困難



・ 貿易プラットフォームを活用した貿易書類・手続きの 電子化によるコスト削減、輸出競争力の強化

貿易実務の将来像

• 貿易関連データの蓄積、可視化によるレジリエントな サプライチェーンの構築

貿易プラットフォームを活用した貿易DXへの取組方針

①貿易プラットフォームの国内外の接続先拡大

- 貿易PF⇔ユーザー間、貿易PF間の相互接続に必要なシステム構築経費 の一部補助
- 規模拡大を目指す貿易PFへの公的資金拠出

②国際標準に準拠した貿易分野データ連携の推進

- 国際標準機関(UN/CEFACT等)に対し、日本企業からのデータ項目追 加要望等の反映を働きかけ
- 国際標準の導入を促すガイドラインの策定・普及推進

③ASEAN諸国と日本との間での貿易分野データ連携の推進

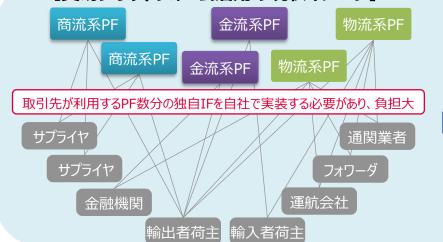
- ASEAN各国における貿易手続きデジタル化の推進に向けたロードマップ・ アクションプランの制定を支援

【貿易PF導入による金銭コスト削減効果試算】

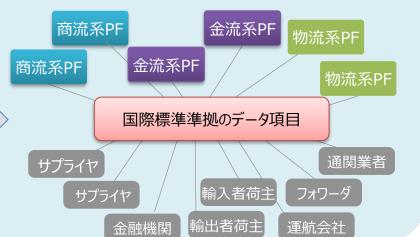


□ス・ 株式会社トレードワルッ「日本発貿易プラットフォームの未来・トレードワルッを題材に−」(2023年2月) NTTデータ「グローバルサブライチェーンにおける貿易手続きの効率化「NEDO委託報告書(2019年3月

【貿易プラットフォーム活用の現状イメージ】



【国際標準に準拠した貿易分野データ連携イメージ】



(参考) 日本発グローバル・スタートアップへの支援

- この半年間で、大臣の出張と合わせてタイ、サウジアラビア、アメリカ、UAEのスタートアップミッションを実施。
- 世界に誇れる日本のスタートアップがグローバルに飛び出し、更に輝いていくため、①大臣ミッション、②海外展開の支援策、③ネットワークの構築の政策パッケージを推進。

①大臣ミッション(現地財閥/政府系ファンド等との連携)、海外首脳訪日イベントへの招待

②スタートアップ海外展開の主な支援策

事業構想·市場調査

● JETROによる基礎情報提供 (現地の法律等)

マッチング、実証・テストマーケティング

- ADX(対象をグローバルサウスに拡大)、NEDO ディープテック・スタートアップ支援事業等の実証 支援
- 現地エコシステムとも連携した他企業とのマッチング支援(JETRO海外拠点による支援、ファストトラック等)、NEXI融資保険をテコにした海外有望スタートアップとの協業促進

市場開拓·本格展開

- スタートアップの海外展開におけるリスク軽減、民間資金の呼び込み(NEXI)
- 海外ファンドとの連携促進(JIC・中小機構出 資、国内イベント招致)
- VC連携型ADXブーストアップ支援
- シリコンバレー・ボストンにビジネス拠点を設置

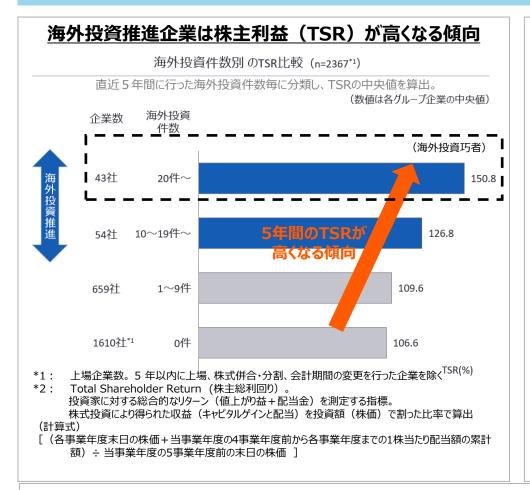
③日系有望スタートアップのネットワークの構築



ヤングビジネスリーダーズサミット(日ASEAN友好協力50周年イベント)の開催、 海外における起業家等育成プログラム

(参考)海外投資推進の意義

● 企業の海外投資を推進は国内企業の生産性、雇用、所得・株主利益の向上に寄与。

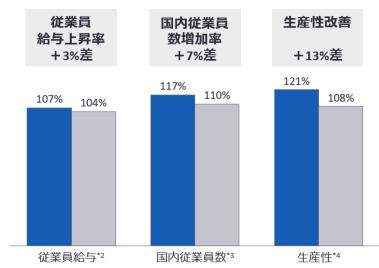


海外投資推進企業は賃金、従業員数、生産性が上昇

主要指標にかかる「海外投資巧者」vs海外投資限定企業

- 海外投資推進×"高"相対TSR企業(海外投資巧者)
- 海外投資限定的×"高"相対TSR企業*1

各指標の過去5年間比較 (FY2017~FY2021)



- *1:海外投資巧者企業群と同様の業種構成、かつ同程度の従業員規模である 海外投資限定的 x "高"相対TSR企業を31社選択、分析
- *2:対象企業(単体)の従業員平均給与
- *3: 国内のみの従業員数を公表している企業のみを集計
- *4:生産性=グループ全体売上/グループ全体従業員数

海外投資推進に向けた施策案

- ▶ 海外企業との協業による事業創出に向けた「場 」づくり、ネットワーク構築支援
- ▶ 独占禁止法対象となる取引の基準引き下げ
- ▶ 海外投資実行のための各種ガイドライン整備(法務・税務・海外子会社管理・モニタリング・人材評価精度・人材育成)
- ▶ 海外投資ベストプラクティスの共有等



日・ASEAN企業マッチングイベント

(参考) 若者・女性の「可処分所得」の増加に繋がる政策案

(地域の資源を生かしたアート&デザインの活用等による観光業等への投資促進)

● 地域の風土や文化、その土地ならではの技術や資源等を生かした観光業の振興を通じて、地域文化のアップデートや産地の活性化、観光コンテンツや地域産品の磨き上げ等により、外需を獲得していくことが重要。地域経済や地域コミュニティの活性化を通じて、人流の促進や雇用創出、地域への愛着を深める取組を推進するため、政府としても投資を促す施策が講じられないか。

現代アートによるコミュニティの復活・観光需要増 (瀬戸内国際芸術祭)



- 島々の人口が減少し、地域の活力低下が顕著であった中で、 現代アートの力を借り、アーティストと地域の人々による地域 の特徴の発見、交流、協働による作品をベースにした芸術 祭を実施。
- 国内外の多様な人々のフェイス・トゥ・フェイスの交流から生まれる縁を重視し、全国・世界の幅広い年齢層が瀬戸内で活動。
- 2019年で来訪者約118万人、経済波及効果は約180億円。1990年から2018年で直島の観光客数は約1万人から50万人超へ。移住者は18年度で前年比16%増の92人。18~19年で2年連続で地価上昇。

地域文化×デザインによる観光コンテンツの組成 (地域文化商社 うなぎの寝床)





- 地域の伝統産業の製品販売だけでは、地域の魅力が域外に 伝わらないことを課題とし、九州筑後のものづくりを伝えるア ンテナショップとして2012年に活動を開始。地域文脈に根ざ したプロダクト開発やショップ運営のほか、九州の文化やも のづくりに触れる宿や旅行ッアー等も企画・運営。
- 商品の販売だけでなく、ツアーや体験を組み合わせながら地域文化の価値を伝える仕組みをつくり、生産者・地域文化商社も含め全体的に採算が取れるビジネスモデルを構築。 創業から10年で年商は約30倍に成長。

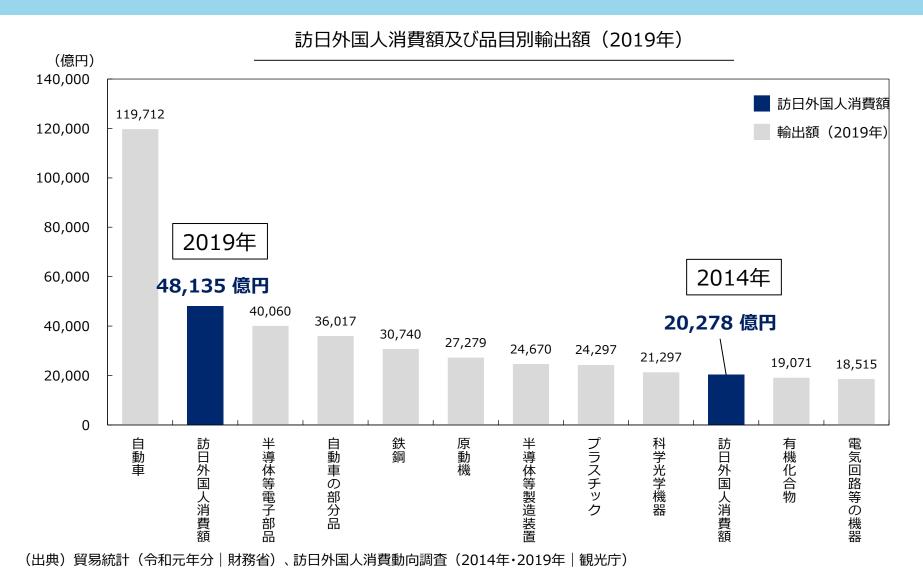
出所)

経済産業省「つくる。つたえる。 つながる。 つづく。 「共創型ローカルデザイナー」の実践から 学ぶ地域デザイン」 、

令和3年度デザイン政策研修(経済産業省デザイン政策室)

(参考) 我が国の輸出額と訪日外国人消費額の比較

- 訪日外国人消費額は、約2兆円(2014年)から約4.8兆円(2019年)へと急増。
- コロナ前は自動車輸出額に次ぐ規模に相当し、外貨獲得に貢献。



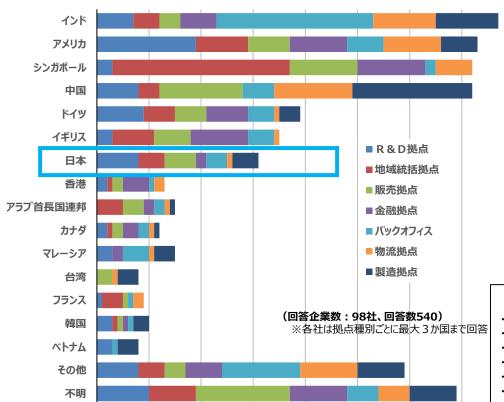
目次

- 1. 全体概要
- 2. 新たな経済政策の在り方
- 3. 今後の海外展開支援策の重点
- 4. 内なる国際化の加速

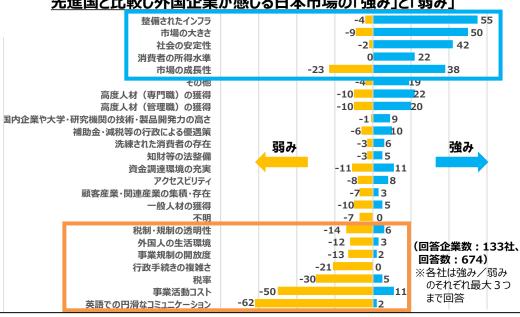
事業拠点に関する日本の評価

- 外国企業への調査によれば、研究開発拠点としての日本を高く評価。
- 先進国間での比較では、日本は、インフラ、市場規模、社会の安定性、消費者の所得水準等が 「強み」である一方、英語、事業活動コスト、税率等に課題。
- これらの課題への対応を含め、生産性・イノベーション向上、所得・投資の好循環を産み出すための 「内なる国際化」を進めることが重要。

外国企業が事業拠点として最も魅力的と考える国・地域



先進国と比較し外国企業が感じる日本市場の「強み」と「弱み」



<日本国内に所在する日系企業・外資系企業からの主な意見>

- ・賃貸契約、銀行口座開設、携帯契約、クレジットカードの作成等、生活面での障壁が多い。(複数社)
- ・英語だけで働ける企業が極めて少なく、英語だけで生活することも困難。(日系情報・通信企業)
- ・日本企業のビジネス慣行、リーダーシップの欠如、閉鎖的な思考、年功序列等が課題。(複数社)
- ・諸外国と比較して、そもそも日本の賃金が低いことが課題。(複数社)
- ・台湾のようなビザに連動した所得税減免を措置してほしい。(日系インフラ企業)
- ・日本への移住のハードルを下げる観点から、来日後数年間は税額控除措置を講じてほしい。(外資企業)
- ・インターナショナルスクール費用や日本語能力取得費用を所得控除の対象としてほしい。(複数社)

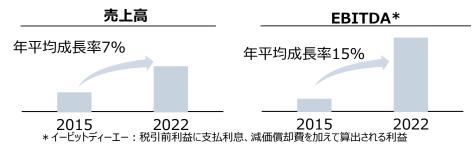
対日M&Aの活用や外国資本の投入に基づく日本企業の経営・成長強化

- 海外資本を活用した対日M&Aは、下記の観点で、日本企業の経営課題の解決や成長の加速に有効。
 - ①グローバルな知見・ネットワーク獲得による、経営財務管理の高度化、組織体制強化
 - ②新しい人事評価制度や人材交流等による、**従業員のモチベーション向上**、グローバル人材の育成強化
 - ③海外資本のネットワークを活用した海外販路拡大、海外で先行する商品等の活用による品質向上
- そこで、対日M&Aを日本企業にとって選択肢の一つとするため、対日M&Aを実施した企業が直面していた課題、経済安全保障を含む留意点やメリットとともに、20の具体的事例をまとめた事例集を作成。

【掲載案件の例】

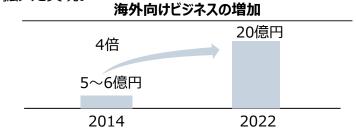
■子会社売却:日立機材(現センクシア)のカーライルへの売却

グループ傘下での安定的な事業運営思考から、カーライルの人材支援等を通じて、生産性の高い経営体制の実現や従業員の意識向上に取り組み、売上高・利益ともに大きく成長。



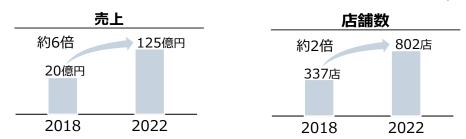
■事業承継:おやつカンパニーによるカーライルからの資本受入

ベビースターブランドを販売するおやつカンパニー(三重県)は、事業承継を 模索する中、カーライルの資本を受け入れ、組織体制の変革と海外向けビ ジネスの拡大を実現。



■スタートアップへの出資: AB&Companyの設立を通じたCLSAへの売却

PEファンドCLSAの人材紹介を活用して、スムーズな事業拡大と経営基盤強化を実現。急速出店に耐えうる体制を構築し、2021年新規上場(IPO)。



データXへKKRがマイノリィ出資

SaaSスタートアップ企業のフロムスクラッチ(現データX)は、KKRからシリーズDで40億円の出資を受け、海外展開やバックオフィス機能を強化。 (日本のスタートアップで海外のPEファンドから出資を受けた初めての事例)

KKRからの支援

- 資金需要を満たす大型出資
- 月次経営会議での支援 (グローバルな知見に基づく市場感 新規ビジネス関連のアドバイス等)
- 海外の機関投資家との接点

出資受入の効果

- IPOに向けた企業規模の拡大
- 経営目標を実現させるための、 アドバイザーの獲得
- KKRの出資によるブランドカ向上

「内なる国際化」に向けて

- 「内なる国際化」に向け、外国企業や高度外国人材が魅力を感じる環境の整備が必要。
- そのため内閣府取りまとめの下、今春に海外からの人材・資金の呼び込みのためのアクションプラン を策定予定。また、高度外国人材の受入れ促進に向け、法務省は、経済産業省の協力の下、「特 別高度人材制度」※を創設。他方、人材獲得競争が激化する中、各国は様々な優遇措置を実施。
 - ※高度外国人材の中でもトップレベルの能力のある者の受入れを促進するため、現行制度のポイント制は残しつつ、シンプルに学歴又は職歴と年収が 一定水準以上であれば、ポイント制によらず在留資格「高度専門職(1号)」を付与する制度。 優遇措置も新たに拡充。

政府の対応方針

(第3回対日直接投資WG決定(内閣府) 中間整理より)

1. 海外から見て魅力ある成長分野の強化

- 海外スタートアップや海外投資家・ベンチャーキャピタルの誘致
- 外国人起業家の在留資格の要件緩和など参入環境の改善
- 半導体、バイオ、G X、D X など重要分野への投資促進 等

2. 海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善

- 規制の見直しや規制緩和に向けて関連する各種手続き(パブリックコメント、ノーアクションレター、グレーゾーン解消制度、サンドボックス制度等)の 英語対応の円滑化
- 銀行口座開設の標準手続きの英語での公表等の取組を通じて、外国企業の銀行口座開設を円滑化
- 英語での登録審査や監督を行う「拠点開設サポートオフィス」の機能と体制を強化
- 新たな在留資格等を通じた海外の高度人材の受入れ促進

3. 海外への発信・プロモーションの強化

- 開国プロモーション活動等による対日投資喚起
- 対日投資総合窓口を通じた情報提供体制の強化 等

人材獲得のための優遇措置等

中国 高額な報酬、豊富な研究費、多額の資金援助等で、世界中から高度な 知見を有する研究者を招聘(千人計画)

韓国 外国人技術者の所得税を10年間50%減免、外国人労働者の税率を20年間単一税率19%を適用

科技・経済等分野の特別な専門知識を有す「外国特定専業人材」の給与所得が300万台湾元を初めて超した年度から5年以内に限り、300万台湾元超の所得の半分を免税

シンガポール 所得税の最高税率が22%と低率、月収3万シンガポールドル以上の高額 所得者等に対し長期ビザを発給

財在減税として、仏居住後8年間、一定の所得控除(①最大で給与総 フランス 額の50%までの駐在手当、又は、②駐在手当控除後の課税所得の 20%まで、のいずれか高い方)

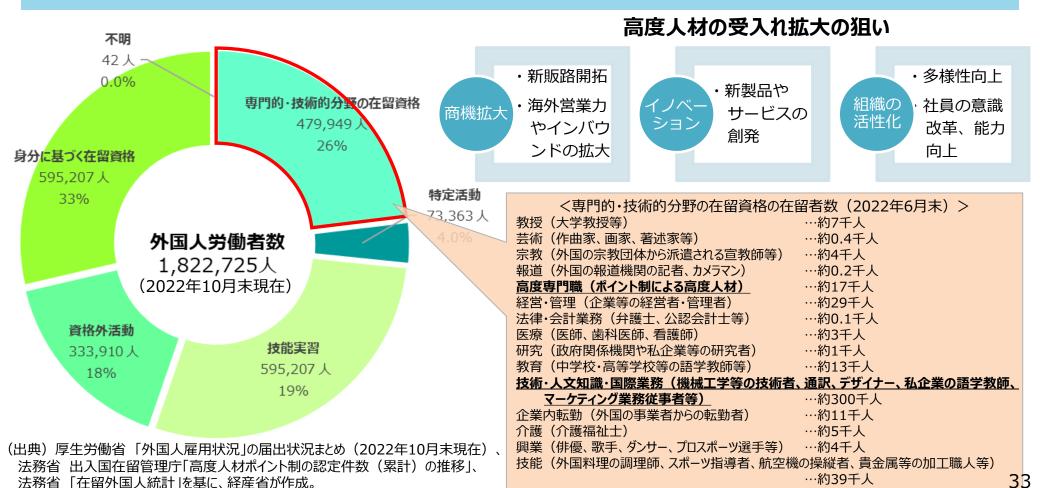
(注)G7諸国の所得税は、我が国と大差ないレベルであることに留意。

具体的には、夫婦子 2 人の給与所得者(片働き)*の場合、所得税(国税)の最高税率の適用が開始される給与収入金額は、日本は4,473万円で45%、米国は7,690万円で37%、英国は2,310万円で45%、ドイツは7,366万円で45%、フランスは6,977万円で45%となっている。

※モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算。 (出典)財務省「主要国における所得税率の推移の国際比較」(上記注釈部分)

(参考) 高度外国人材の受入れ状況

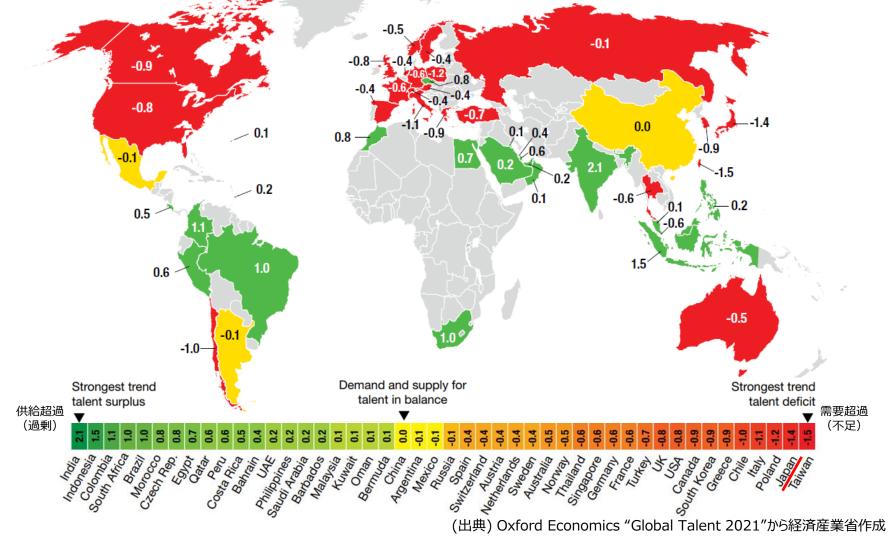
- 専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人労働者(いわゆる高度外国人材)は約48万人(外国人労働者全体の26%)。技術・人文知識・国際業務が30万人でその大層を占め、高度専門職は約1.7万人。
- **日本の産業競争力を強化し、経済社会に広く裨益**する観点から、また、**同志国との相互交流や、 アジアの未来を協創**する観点からも、**高度外国人材の受入れ拡大は重要**。



(参考) 高度人材の獲得競争が激化

● 2021年の高度人材の需給状況は、**欧米等先進国の多くで需要超過**。特に、**我が国は台湾と** 共にトップクラスの需要超過。他方、東南・南西アジア、アフリカでは供給超過の国がある。

■ 世界の高度人材の需給バランス



(参考) 我が国の人材競争力

- 仏ビジネススクール(INSEAD)の「世界人材競争力調査」に拠れば、**我が国の人材の総合的な 競争力**は、G7で6番目。アジアでは2番目ではあるが、**シンガポールには水をあけられている**。
- シンガポールとの比較でみると、**海外からの頭脳の獲得、労働生産性等において、大きな差あり**。

日本とシンガポールの主な比較

		定義	星	日			定義	星	日
優位	個人の権利	政治的権利、表現の自由、宗教の自由、司法へのアクセ	85	14	۲	ごジネス・マスターズ	上位大学の①グローバルMBA、②ビジネス・アナリティクス、	5	25
		ス、女性の財産権による比較。			孝	教育	③ファイナンス、④マネジメント、⑤マーケティング、⑥サプライ		
							チェーンマネジメントのプログラムによる比較。		
	研究開発費	一定期間の研究開発(R&D)支出額の対GDP比	19	6	肩	高付加価値輸出	研究開発強度の高い製造品(コンピューター、医薬品、科	1	27
							学機器、電気機械など)が、全製造品の輸出に占める割		
							合。		
					显	頂脳の保持	有能な人材をどの程度保持しているか。	4	
						雇用者一人当たり	総生産/労働投入量(労働力)	1	38
					σ	D労働生産性			
	FDI規制の制限性	外資規制、審査・事前承認、要員規制、その他外資系企	37	31	賃	賃金と生産性の関	給与がどの程度、従業員の生産性と関連しているか。	6	45
		業に対する規制による比較。			俘				
	大学ランキング	QS世界大学ランキング	11	7	督	留学生		7	46
	身の安全	対人暴力による死亡、犯罪認知度、政治的殺害と拷問、	2	1	7	デジタル技術	高度なデジタルスキルの普及率(専門的なプログラミング言	21	64
		交通関連死亡による比較。			劣		語を使ってコンピュータープログラムを書いた若者と成人の割		
					157		合)。		
		INSEADとWIPOが共同開発したグローバル・イノベーショ	13	14	孝	教育システムと経済	教育制度が、競争力のある経済のニーズにどの程度応えて	2	56
	プット	ン・インデックス(GII)の1つで、知識及び技術の産出と			۷	の関連性	いるか。		
ほぼ		創造的なアウトプットで評価。			L				
	読解、数学、科学	15歳の生徒の読解、数学、科学の成績(OECD学習到	2	4	科	多民に対する寛容	移民にとって住みやすい場所か。	16	71
互		達度調査)。			2	Ŧ.			
角	クラスターの発展	特定の分野の企業、供給者、関連製品やサービスの生産	10	16	豆	頂脳の獲得	海外から優秀な人材をどの程度惹きつけているか。	1	61
		者、専門機関が地理的に集中するクラスターがどの程度存							
		在するか。			L				
	ICTインフラ	携帯電話料金、端末価格、インターネットアクセス、15~	3	9	亲	所規事業密度	労働年齢人口(15歳以上64歳未満)1,000人あたりの	14	100
		69歳の人口によるSMS送信、少なくとも3Gモバイルネット					新規企業の登録数。		
		ワークがカバーしている人口、国際インターネット帯域、学校							
		でのインターネットアクセスによる比較							
	第三次教育を受け	15歳以上の労働力人口のうち、最高学歴が第三次教育	3	10	3	女性に対するリー	企業が、女性が指導的地位に就く機会をどの程度与えてい	7	115
	た労働力人口	レベル(大学・専修学校相当)の割合。			5	ダーシップの機会	るか。		

(参考) 海外駐在員からみた我が国の評価

- インドネシア(2位)、台湾(3位)、ベトナム(7位)、タイ(8位)、シンガポール(10位)など、アジアには外国人駐在員が魅力を感じる国々が多数存在。他方、我が国(47位)は、香港(50位)とともに最下層。
- 我が国の評価が低い主な理由は、<u>ビジネス文化・労働慣行に加え、言語、デジタル化、外国人</u> 対応(住居探し、銀行口座など)の不満が中心。

海外駐在員による52か国の評価

1	メキシコ	14 米国	27	サウジアラビア 40	韓国
	/s In + s -	4 - 11 1	٠	-1º -> 1»	12112

- **2 インドネシア** 15 バーレーン 28 ポーランド 41 ギリシャ
- 3 台湾 16 ブラジル 29 ベルギー 42 ドイツ
- 4 ポルトガル 17 ロシア 30 デンマーク 43 マルタ
- 5 スペイン 18 マレーシア 31 フランス 44 イタリア
- 6 UAE 19 スイス 32 フィンランド 45 トルコ
- **7 ベトナム** 20 チェコ 33 中国 46 南アフリカ
- **8 タイ** 21 フィリピン 34 ノルウェー **47 日本**
- 9 オーストラリア 22 オランダ 35 エジプト 48 ルクセンブルク
- **10 シンガポール** 23 カナダ 36 インド 49 キプロス
- 11 エストニア 24 オーストリア 37 英国 50 香港
- 12 オマーン 25 ハンガリー 38 アイルランド 51 ニュージーランド
- 13 ケニア 26 カタール 39 スウェーデン 52 クウェート

ビジネス文化・労働慣行(50位)

- ●日本のビジネス文化は、創造性や既成概念にとらわれない考え方を促進しない(63%、世界全体では26%)。
- 労働文化が「新しいアイデアに対して少し閉鎖的」(米国人)
- 労働倫理が「非常に堅苦しく、柔軟性に欠ける」(インドネシア人)
- ●<u>労働時間</u>(25%、世界全体では17%)や<u>ワークライフバラ</u> ンス(31%、世界全体では19%)に不満。

言語の壁(52位)、地域社会への溶け込みやすさ(45位)

- ●現地の言葉を話せないと生活が困難 (53%、世界全体では32%)、言語の習得が困難 (70%、世界全体では38%)。
- ●現地の文化に慣れるのが難しい、外国人居住者に不親切、 友人を見つけるのが難しい。

外国人駐在員の生活に不可欠な要素(51位)

- ●デジタルライフ(44位)。
- ●<u>住居探し</u>(45%が不満、世界では27%)や<u>銀行口座の</u> 開設(38%が不満、世界では21%)にも難しさあり。
- ●地方自治体とのやり取りはそれほど難しくはないが(27位)、 そのサービスをオンラインで簡単に利用できるわけではない (35%不満、世界全体では21%)。

「英語化」の推進を通じた外国企業の対内直接投資・事業活動の一層の促進

- 外国企業から見た日本のビジネス環境の障害は「英語」。行政においても、法令・制度等に関して、英語での情報報発信を推進すべき。
- 法令について、法務省取りまとめの下、順次英語化を実施。加えて、精度の高い英訳が求められる規制関連制度についても英語化を実施。また、JETROは、外国企業に対して、現地語での相談窓口設置や情報発信等の取組を実施。
- 今後、G7在日商工会議所連絡会議(仮称)とも連携し、ニーズを把握し、更なる英語化に向けた取組をすすめる。

行政による規制関連制度の英語化の取組事例

①英語でのパブリックコメントの受付

パブリックコメントの意見提出に関し、総務省から関係省庁に対して、「個々の案件に応じ、外国法人等が利害関係者と認められる場合には、速やかに日本語訳の提出がされる条件の下で、多言語による意見提出を認めることについて検討されるべきである。」と通達済み。

②ノーアクションレターの英語化

総務省において、HP(制度概要の紹介やQ&A等)の英語化を実施する予定。

③規制のサンドボックスの英語化

内閣官房が管轄する規制のサンドボックス制度について、日本語のみで情報発信されていたところ、英語化が完了。 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/s-portal/regulatorysandbox e.html

④グレーゾーン解消制度・新規事業特例制度の英語化

経済産業省が管轄するグレーゾーン解消制度・新規事業特例 制度について、日本語のみで情報発信されていたところ、英 語化を5月に実施する予定。

JETROによる対日直投促進に向けた英語化の取組事例

- ●ウェブサイト・SNS等を通じた日英による情報発信
- 拠点設立関連手続や政府や自治体の支援制度・インセンティブ情報等を、ウェブサイトやSNSにより発信。
- ●多言語(英語含む)・オンラインで一元的に相談対応
- 会社設立・労務関係・在留資格等、日本への進出・ビジネス拡大に 伴う相談を多言語・オンラインで受付し、情報提供・コンサルテーションを実施。
- ●マッチング事業を英語にて実施
- 地域への対日直接投資カンファレンスについて、英語ウェブサイトを立ち上げるとともに、自治体の英語プレゼンテーション等を掲載し、英語にてマッチング事業を実施。
- ●対日直接投資喚起事業費補助金資料の一部英語化
- 外国・在日外資系企業等と日本企業・研究機関等による事業可能性調査等を補助。
- 概要資料の英語版を作成し、ウェブサイト・SNSを通じて英語で情報発信。



(参考)現行の高度人材ポイント制の概要

現行高度人材ポイント制の概要 在留資格 項目ごとのポイントを合計し、 在留資格「高度専門職」1号 3年 2号(※号の区分で優遇措置に差) 70点以上 ____ (学歴・職歴・年収・年齢 等の項目) 3つの活動類型があり、加算されるポイント項目に差 高度学術研究活動 高度専門•技術活動 高度経営・管理活動 (大学教授や研究者等) (企業で働く技術者等) (企業の経営者等) 優遇措置 1号:①有期で最長の在留期間「5年」の一律付与 ③親の帯同 ④外国人家事使用人(1人)の雇用 ⑤配偶者の一部職 ②複数の在留資格にまたがる活動を認める 種でのフルタイム就労 ⑥在留歴に係る永住許可要件の緩和 2号:①在留期間「無期限」の付与 3~6等は1号と同じ ②ほぼ全ての就労資格の活動を行うことが可能

現行制度に対する評価・要望

○ 経産省において企業ヒアリングを行っており、2.500万円までの年収にも段階的なポイント加算の要望等があった。

出典:第15回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(2023年2月17日)資料から抜粋

(参考) 高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について

新たな制度の創設

① 特別高度人材制度(Japan System for Special Highly-Skilled Professionals(J-Skip))の創設

【目的】

高度外国人材の中でもトップレベルの能力のある者の受入れを 促進する。

【特長】

- ・現行のポイント制は残しつつ、ポイント制によらず、シンプルに、学歴又は職歴と年収が一定水準以上であれば、「高度専門職(1号)」を付与する。その後、1年で「2号」に移行可能。
- 「1号」「2号」で受けられる、それぞれの既存の優遇措置に加え、新たに更に拡充された優遇措置を受けられるようにする。

【要件】

- <高度学術研究活動、高度専門·技術分野活動>
 - ・修士号以上を取得し、年収2,000万円以上の者
 - ・職歴10年以上であり、年収2,000万円以上の者
- <高度経営・管理活動>
 - ・職歴5年以上であり、年収4.000万円以上の者

【如果】

- ・現行制度の優遇措置につき、以下の点を拡充。
 - -外国人家事使用人の雇用人数を2人まで可能に緩和する
 - -配偶者がフルタイムで就労できる職種を大幅に拡大する
 - -空港において、プライオリティレーンの使用を可能とする(新規)

② 未来創造人材制度 (Japan System for Future Creation Individual Visa(J-Find)) の創設

【目的】

将来有為な人材としての活躍が期待される ポテンシャルの高い若者を早期に呼び込む。

【特長】

- ・現在、海外大学の卒業生には、在留資格 「短期滞在」を付与し得、就職活動が可能。 しかし、その期間は90日。
- 新制度により、優秀な海外大学の卒業生も、 我が国において長期間(最長2年間)の就 職活動ができる。

【要件】

- ・3つの世界大学ランキング(注)中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学の卒業生(卒業から5年以内)
- 滞在当初の生計維持費20万円の所持

 (注) ①クアクアルイ・シモンズ社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス
 ②タイムズ・ハイアー・エデゥケーション誌公表のTHE ワールド・ユニバーシティ・ランキングス
 ③シャンハイ・ランキング・コンサルタンター公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバー

【効果】

- ・在留資格「特定活動」を付与し、<u>最長2年間の就職活動・起業のための準備活動</u>を行 うことを可能とする。その間の<u>就労も可能</u>。
- 家族帯同を可能とする。

※ 上記の新たな2制度についても、速やかに現在実施しているオンライン申請の対象とするための措置を講じる。

出典:第15回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(2023年2月17日)資料から一部抜粋